

# 障害者就労支援に課税

## 国税、NPO活動に「収益事業」

NPO法人による障害者向けの就労支援について、国税庁が「原則、収益事業で納税義務がある」との見解を示した。全国の小規模作業所に不安が広がり、課税不服として争う法人もある。作業所などの全国団体「きょううさん」(事務局・東京)は近く、国税庁長官に撤回を求める。▼35面=突然の課税に戸惑い

### 「福祉が目的」争う作業所も

国税庁は昨年7月、ホームページで見解を発表。こうしたNPO法人は障害者と契約して役務を提供し、利用料を受け取る「請負業」との判断を示した。税法上、収益事業は請負のほか、物品販売、製造など34業種に限られる。国税

の担当者は「NPO法人の障害福祉サービスは以前から収益事業だが、複数の税務署から相談があり、見解を示した」と話す。

広島市の「つくしんば作業所」は国などの給付を受ける、就労困難な知的障害者が家にこもらないように働く

く場を提供。19歳～46歳の男女18人がクリッキーを作るなどしている。2007年にNPO法人となつた際、税務署から「収益事業でない」と説明を受けた。だが15年に一転して収益事業と指摘され、法人税や無申告加算税など過去3年分で計約200万円を課された。

昨年4月、「運営はボランティアの支えもあり、福祉が目的で収益事業ではない」と、広島国税不服審判所に税の取り消しを求めて審査請求した。今月にも結論が出る見通しだ。厚生労働省によると、つくしんば

きょううさんは昨年12月、障害福祉サービスを実施する加盟店の507のNPO法人にアンケートを実施。回答した231法人のうち、法人税を申告したところは77法人だった。多田薦事務局長は「資金力のない法人は課税で圧迫されるのは法人だった。多くの法人は課税で圧迫され、福祉サービスが低下しかねない」と話している。

(村上潤治)



NPO法人と課税